

經主第三編

第一復員官署(附(含世方世話部))

國又八都道府縣其(他地方公共団体)受拂算規則(の一部)の改正について
昭和二十二年三月一日

第一復員局 經理部長

大藏省令「國又八都道府縣其(他地方公共団体)受拂算規則」の一部が別紙の如改正せられたりしを通知する

尚本省令の改正は一月分として支給される俸給給料から適用せられるものであるから此の改正省令施行前既に五百円を限度として支給済の場合には増額分支給の際支拂済と合して七百円迄自由支拂を受けしむる様取計願度

前項の増額支給は發令が若干遅延する事等によるから所費に應じて一月二十四日大藏銀第四四号(大藏省銀行局長より各財務局長迄通牒)で一月二十五日日本經濟新聞大藏省公報欄所載)により給與明細書を支給して一月分の給與額中封鎖支拂をされた分中各人毎に封鎖予金より

0909

の自由を拂ふ。受けしむる様如理せらる度い。その場合には一月分の給與額
分は全額封鎖支給とすべきであるから、為念申添へる
附

別紙

大藏省令第五編

國又ハ都道府縣其他公共団体受給等規則の一部を次の如く
改正する。

昭和三十三年一月二十四日 大藏大臣 石橋湛山

第一條第一項第一號中「五百圓」を「七百圓」に改める。

附別

この省令は公布の日からこれを施行する

0910